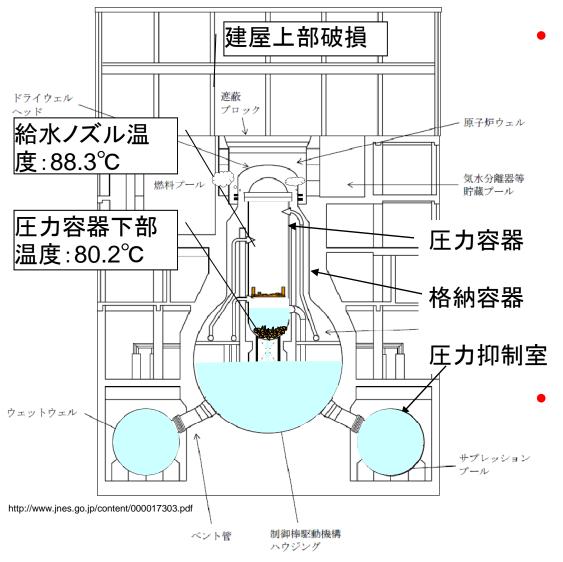
原子炉の現状推定と 事故から学ぶもの

2011年5月21日 技術分析分科会 岡本孝司

技術分析分科会

- ① 公表されているデータをもとに、現在の原子炉 の状況を推定する。また、事故発生当時のデー タを分析して、事故の進捗状況をまとめること。
- ② 福島第一原子力発電所の事故を分析し、得られた教訓をまとめるとともに、世界の原子力発電所がより安全になるように、対策案を提言の形でまとめること
- ③ 今後必要となる、原子力安全研究に関するロードマップを提言すること
- ④ 原子力安全のあるべき方向性と改善案を提言 すること

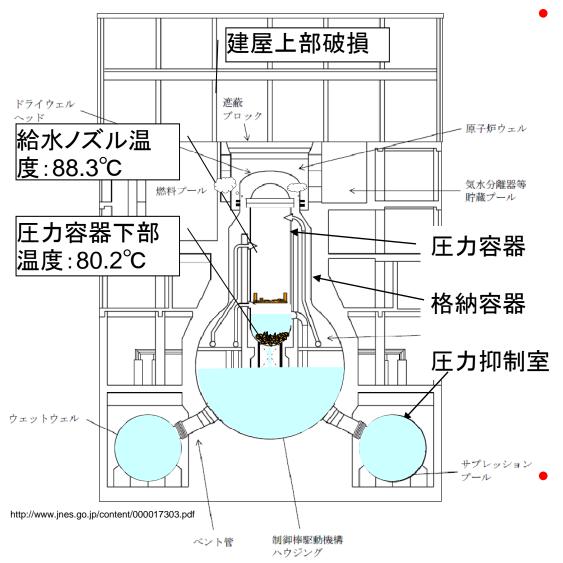
福島第一原子力発電所一号機の現状推定



炉心:燃料が損傷。 非常用復水器が稼働し すいなかった場合、燃料 の大部分は、炉心下部 の大部分は、炉心部に落 しくは圧力容器下部に落 下している可能性。 下部に落下した燃料は 冠水状態で冷却され、固 体状になっていると推定

圧力容器:注水量と蒸発する水の量のバランスを考えると、蒸気(気相)および水(気相)について、漏洩の可能性有り。

福島第一原子力発電所一号機の現状推定



格納容器

気相の漏洩可能性有り。 圧力容器への注水の一部が格納容器に流出し、 水位が上昇している可能性有り。

崩壊熱による蒸発量と 圧力容器への注水量の バランスを考えると、格 納容器からの液相の漏 洩の可能性有り。

建屋:水素爆発により、 上部が破損。

二号機の現状推定

炉心:冷却不足により、燃料が損傷。燃料の一部は、炉心 下部もしくは圧力容器下部に落下。落下した燃料は冷却 され、固体状になっていると推定。

圧力容器:注水量と蒸発する水の量のバランスを考えると、 蒸気(気相)および水(気相)について、漏洩の可能性有

格納容器:圧力抑制室から液相が漏洩の可能性有り。タービン建屋地下の高濃度汚染水の原因になっていると推定。D/Wの圧力が一定であることから、D/Wの気相部から漏洩があると推定される。圧力容器への注水の一部がD/Wに流出し、D/W内の水位が上昇している可能性あり。

建屋:ブローアウトパネルが開いていることをのぞき、健全。

三号機の現状推定

炉心:冷却不足により、燃料が損傷。燃料の一部は、炉心下部もしくは圧力容器下部に落下。落下した燃料は冷却され、固体状になっていると推定。

圧力容器:注水量と蒸発する水の量のバランスを考えると、 蒸気(気相)および水(気相)について、漏洩の可能性有り

格納容器:D/W,S/Cの圧力が一定であることから、S/Cからのベント弁が開いている可能性および、気相部からの漏洩がある可能性が推定される。液相の漏洩の可能性については、現時点では不明。圧力容器への注水の一部がD/Wに流出し、D/W内の水位が上昇している可能性あり。

建屋:水素爆発により、上部が破損

教訓と提言

福島第一原子力発電所の事故から教訓をくみ取り、世界で稼働中の原子力発電所で同じような事故を二度と起こさないようにすることが重要である。公開されている情報を元に、今回の事故とその対応を、テーマに分類、分析し、その中から得られる教訓をまとめ、考えられる対策の例を提言としてとりまとめた。

なお、提言としては、「1年程度の<u>短期</u>に行うべき対策の例」と、「2、3年程度の<u>中期</u>にじっくり改革すべき対策の例」にまとめた。

- 1. 地震
- 2. 津波
- 3. 全電源喪失
- 4. 全冷却系喪失
- 5. アクシデントマネジメント
- 6. 水素爆発

- 7. 使用済み燃料貯蔵プール
- 8. 安全研究
- 9. 安全規制と安全設計
- 10. 組織•危機管理
- 11. 情報公開
- 12. 緊急時安全管理

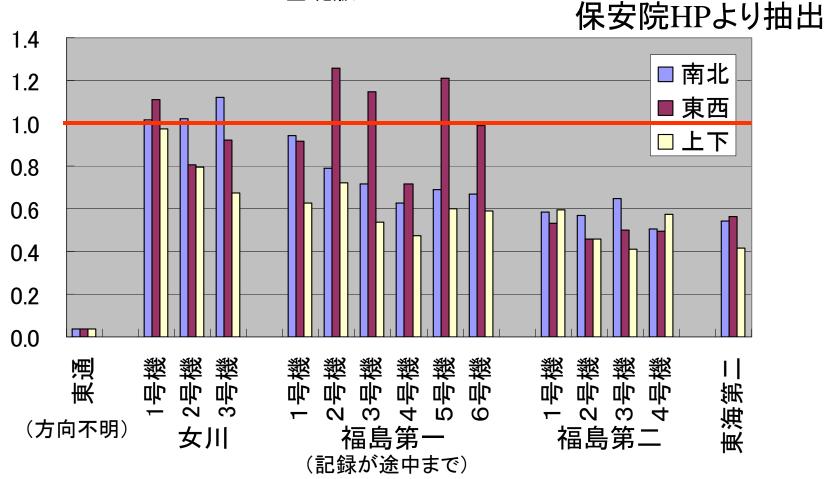
1. 地震の揺れに対する教訓

- a. 地震の揺れに対する従来の対策は、おおむね有効であった 可能性が高いと推定される
- b. 外部電源系の地震対策が十分でなく、事故の拡大を防げな かった

提言(短期)

- (1) 一部基準地震動Ssを越えた女川、東海第二原子力発電所については、 地震の揺れによる影響について、定量的な評価を実施。再起動に向 けて、必要があれば安全強化を行う
- (2) 福島第一及び福島第二原子力発電所について、今回の地震に対する <u>耐震評価</u>を実施し、得られた知見を耐震設計の改善に資すること 提言(中期)
 - (3) 日本国内の発電所について、今回の地震のメカニズムから、必要があれば基準地震動Ssの見直しを行い、バックチェックを急ぐこと
 - (4) 外部電源の耐震性の考え方について、再度検討する必要がある

地震観測記録(最大加速度)と基準地震動(Ss)の比 ^{基礎版上}



重要な機器は健全であったと推定される 今後、詳細評価が行われる予定

2. 津波に対する教訓

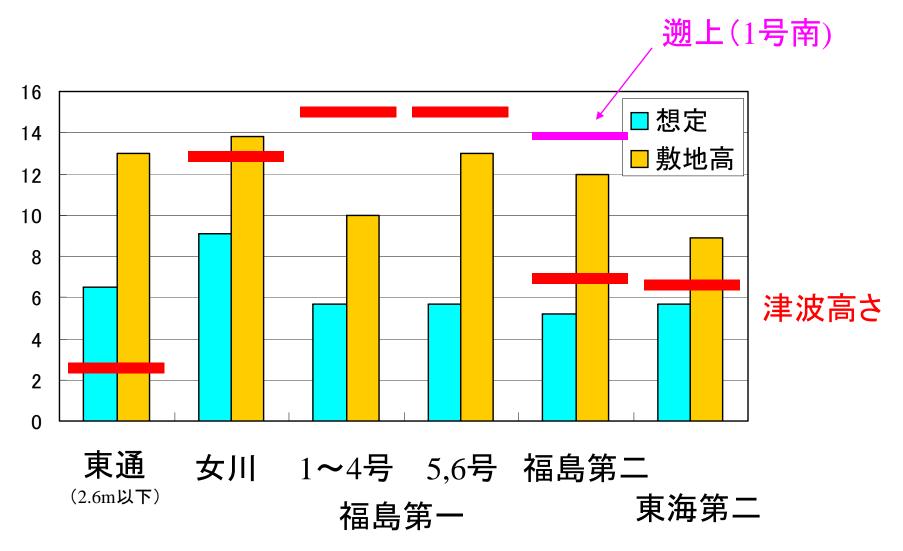
- a. 耐震設計で考慮していた津波の規模が不十分であった
- b. 海水の浸水により、安全上重要な機器が停止し、事故の拡大を 防げなかった
- c. 地下構造物の浸水防止が不十分であり復旧作業を妨げている

提言(短期)

(1) 安全上重要な機器の損傷を防ぐため、これらが配置されている建物に 海水が入らないようにするなどの、ハードウエア対応

- (2) 今回の知見に基づき、<u>津波の想定</u>を見直す <u>リスク</u>評価手法を取り入れ、想定する津波に対する<u>標準化</u>を進める
- (3) 津波が敷地内に浸入しないように、防潮堤を作る
- (4) 建物の水密性を高める。電線管など、すべての浸水経路を塞ぐ
- (5) 津波によって機器や構造物が流され、建屋に障害を与える可能性考慮
- (6) 排水ポンプをあらかじめ設置しておく
- (7) 機器の予備品を、津波に影響を受けない場所に準備しておく
- (8) 津波により散乱する<u>瓦礫を除去</u>する重機などをあらかじめ準備
- (9) 安全重要度が低いピットであっても、海岸に近いものについては<u>水密性</u> を高め、津波が侵入しないようにする

津波のまとめ



○発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針

(抜粋)

平成18年9月19日原子力安全委員会決定

5. 基準地震動の策定

施設の耐震設計において基準とする地震動は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切なものとして策定しなければならない。(以下、この地震動を「基準地震動Ss」という。)

8. 地震随伴事象に対する考慮

施設は、地震随伴事象について、次に示す事項を十分考慮したうえで設計されなければ ならない。

- (1) 施設の周辺斜面で地震時に想定しうる崩壊等によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。
- (2) 施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定すること が適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。

(解説)

(2) 「残余のリスク」の存在について

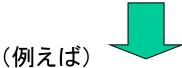
地震学的見地からは、上記(1)のように策定された地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できない。このことは、耐震設計用の地震動の策定に (中略)

段階も含めて、この「残余のリスク」の存在を十分認識しつつ、それを合理的に 実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである。

- 基準地震動の考え方は正しいと思われる
- 策定方法に改善の余 地がある
- 津波の想定が不十分



「残余のリスク」に 正面から取り組む 必要性



指針本文に明記

- 日本原子力学会標準委員会
 - 原子力に関する基準、指針(標準)の制定、標準の維持管理および 改廃
 - 公平、公正、公開の原則により運営
- リスク専門部会の行う活動
 - リスク情報活用のための考え方の提示
 - 原子力施設におけるリスク評価手法およびそれから得られるリスク情報を活用するための具体的方法
 - 外部事象に伴う原子力発電所のリスク評価
 - 地震によるリスクを評価する手順書を2007年に発行
 - 津波に伴うリスクの評価を行うための標準を開発すべきと考え、リスク専門部会は「津波PSA分科会」を設置
- 専門家による学術的に公正な審議を経て作成される「津波リスク評価の学会標準」が原子力発電所の安全を、より確実なものとするために活用される事を期待します。

津波リスク評価標準と関連標準

- リスク専門部会に津波PSA分科会を設置(5月6日承認)
 - 原子力発電施設の津波に起因するリスク評価標準を策定
 - 第1回津波PSA分科会を2011年5月12日に開催
- 段階的アプローチ
 - 第1ステップ: 津波単独のリスク評価(6ヶ月を目途)
 - 第2ステップ: 地震と津波の連成リスク評価
 - 第3ステップ:他の外部事象(火災、内部溢水)のリスク評価
 - 第4ステップ: 地震起因の火災、溢水のリスク評価
- 包括的アプローチ(次のスライド参照)
 - 出力運転時リスク評価、停止時リスク評価
 - レベル2リスク評価、レベル3リスク評価
 - 燃料プールのリスク評価
- 分科会委員
 - 原子力学会、建築学会、土木学会、機械学会、リスク研究学会
 - 研究機関、大学、規制機関、電気事業者、メーカー、エンジニアリング会社

包括的な標準体系の整備

評価の範囲

原子炉 格納容器 公衆 リスク

事故の進展

起因事象

レベル1 炉心損傷

レベル2 放射能放出

レベル3 環境影響 事故の原因

内部事象

外部電源喪失 冷却材喪失 冷却材漏えい 出力異常 冷却材減少

地震*

外部事象

火災

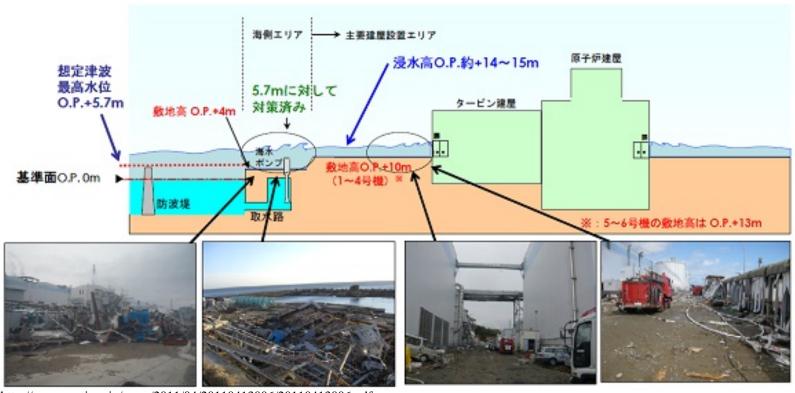
津波

溢水

火山

開発済みの標準(*出力時レベル1のみ)

福島第一発電所の津波



http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110413006/20110413006.pdf

海水ポンプが浸水し停止

全冷却系喪失

外部電源が地震で停止 タービン建屋の非常用 ディーゼル発電機が浸水し停止

全交流電源喪失

ポンプ、 計器、 弁など 停止

バッテリは約8時間しかもたない

3. 全電源喪失に対する教訓

- a. 安全審査が不十分であった
- b. 全電源が長期間喪失し、事象の進展が防げなかった
- c. 原子炉内の状況把握が困難となった
- d. 電源が一部でも残っていれば、事象の進展を食い止められる可能性がある

提言(短期)

- (1) 電源車、小型発電機など<u>多様な方法で電源</u>を供給する
- (2) 交流電源がすべて喪失した場合を想定し、<u>重要な機器</u>および<u>炉心の監</u> <u>視系</u>への電力供給を行えるようにする
- (3) 発電機を複数機設置する場合は、あらかじめケーブルを接続しておく提言(中期)
 - (4) 安全審査指針などの見直しをすすめる
 - (5) ガスタービン発電機など、<u>多様な発電機</u>を導入する。<u>配置にも多様性</u>を 求め、固定式のものは免震床などを考慮する
 - (6) 海水冷却に頼らない、空冷式発電機を準備する
 - (7) 予備の電源盤を準備する
 - (8) 他の発電所(例えば水力)との<u>電源融通</u>を行う
 - (9) 蒸気タービン駆動炉心注水ポンプには小型の<u>発電機</u>を取り付け、制御 用のバッテリーの充電を行う

○発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針

平成2年8月30日 原子力安全委員会決定

一部改訂 平成13年3月29日 原子力安全委員会

指針27. 電源喪失に対する設計上の考慮

原子炉施設は、短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること。

解 説

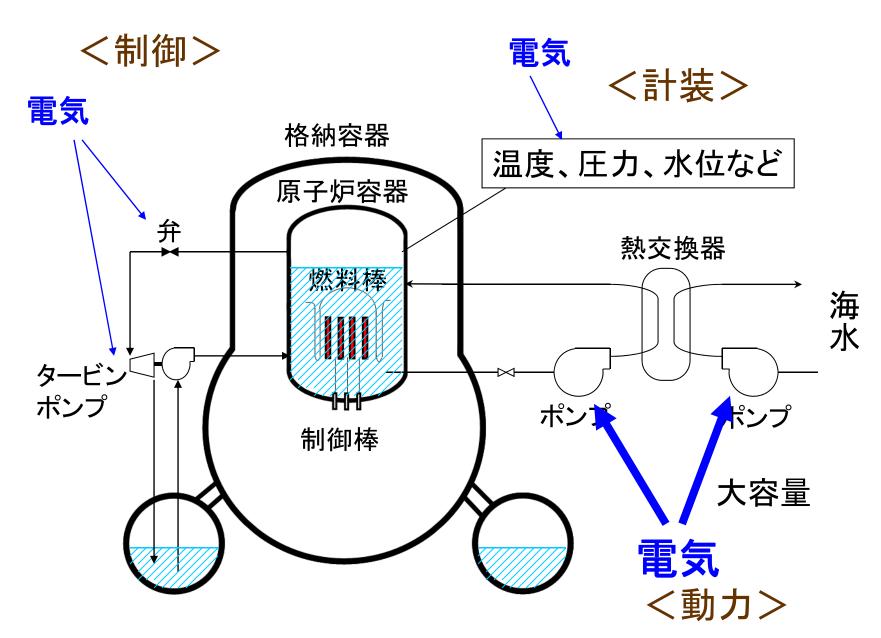
本指針を適用するに当たって、運用上の注意を必要とし、又は指針そのものの意義、解 釈をより明確にしておく必要があると考えられる事項について、次にその解釈を掲げるこ ととした。

指針27. 電源喪失に対する設計上の考慮

長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の 修復が期待できるので考慮する必要はない。

非常用交流電源設備の信頼度が、系統構成又は運用(常に稼働状態にしておくことなど)により、十分高い場合においては、設計上全交流動力電源喪失を想定しなくてもよい。

http://www.nsc.go.jp/shinsashishin/pdf/1/si002.pdf



4. 全冷却系喪失に対する教訓

- a. 海水冷却は津波に対して脆弱性がある
- b. 電源があれば炉心損傷までの時間的余裕が比較的ある

提言(短期)

- (1) 消防車などを用いた冷却系への注水<u>訓練の実施</u>とハードウエア<u>整備</u> 提言(中期)
 - (2) 海水ポンプモータなどの<u>予備品</u>をあらかじめ、津波の影響を受けない場所に準備しておく
 - (3) <u>海水ポンプに対する浸水防止</u>対策、例えば防水壁や専用建屋の設置 を行う
 - (4) 海水に頼らない冷却システムを準備し冗長性を担保する。例えば崩壊 熱除去が可能な容量の空気冷却機などを設置しておく
 - (5) 動力の要らない<u>自然循環冷却システム</u>を考案する
 - (6) 水源を多様化しておく。(河川、ダム、防火用水など)。必要に応じて送電線をさらに多重化する

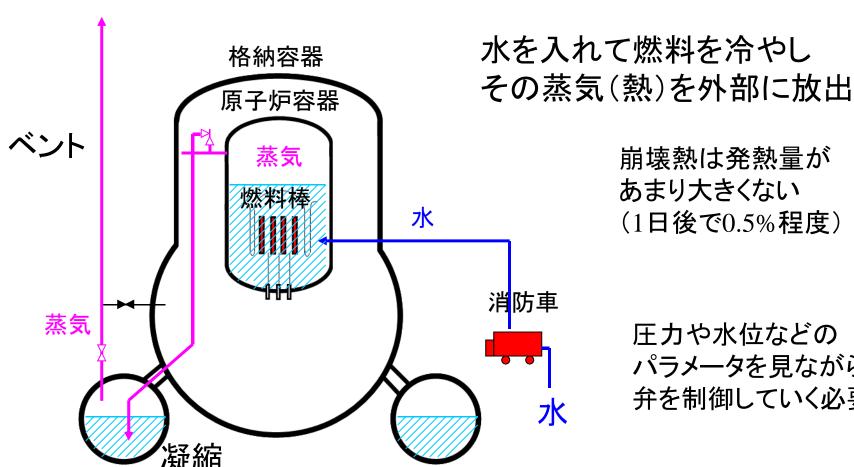
5. アクシデントマネジメントに対する教訓(1/2)

- a. アクシデントマネジメント(AM)対策が事故の大幅な悪化を防いだ
- b. 全電源喪失を考慮したアクシデントマネジメント(AM)が不十分であった可能性がある
- c. 炉心が損傷した後、放射性物質が放出された後のAM対策が十 分に検討されていなかった

提言(短期)

- (1) シビアアクシデントのAM対策として、下記目的のため、数日間使用可能な<u>予備電源</u>を準備する。また、空気作動弁操作のために窒素ボンベを常備しておくことも有効である
 - i) 炉心の重要なパラメータおよび排気塔放射線モニター<u>計測用電源</u>ベントラインの制御が行えるように電源ラインを準備する
 - ii) 水<u>素再結合機</u>及び<u>非常用ガス処理系</u>電源
- (2) ベント実施が<u>現地責任者</u>の判断でできるようにする
- (3) AM対策の<u>訓練</u>を実際の状況(津波により瓦礫が散乱している状況など)を想定して実施する。なお、瓦礫の散乱を考慮し、あらかじめ炉心給水用ホースの設置をしておく対策なども有効である

なぜベントが必要か?



崩壊熱は発熱量が あまり大きくない (1日後で0.5%程度)

圧力や水位などの パラメータを見ながら 弁を制御していく必要

5. アクシデントマネジメントに対する教訓(2/2)

- a. アクシデントマネジメント(AM)対策が事故の大幅な悪化を防いだ
- b. 全電源喪失を考慮したアクシデントマネジメント(AM)が不十分であった可能性がある
- c. 炉心が損傷した後、放射性物質が放出された後のAM対策が十 分に検討されていなかった

- (4) 全電源喪失以外の起因事象による<u>AMを見直す</u>とともに、必要な常設の設備対応を実施する。なお、今回の事故における具体的なAM対応やプラントの挙動を評価し、<u>AMの改善</u>に繋げることが重要である
- (5) ベントラインにゼオライトの砂と水を入れた<u>フィルタードベント</u>等を設置
- (6) 同一敷地内に複数立地している場合のAM同時対応策について評価
- (7) 大量の汚染水が発生する可能性がある事を考慮し、移動式<u>汚染水処</u> 理設備をあらかじめ準備しておく(事故後に発災事業所に輸送)
- (8) 炉心損傷が起きた後の、炉心冷却手法や閉じ込め手法を系統的に検 討する。また、必要なハードウエア対応を考慮する
- (9) 放射性物質を放出した後の、炉心冷却手法や閉じ込め手法を検討する。 また、必要なハードウエア対応も考慮する

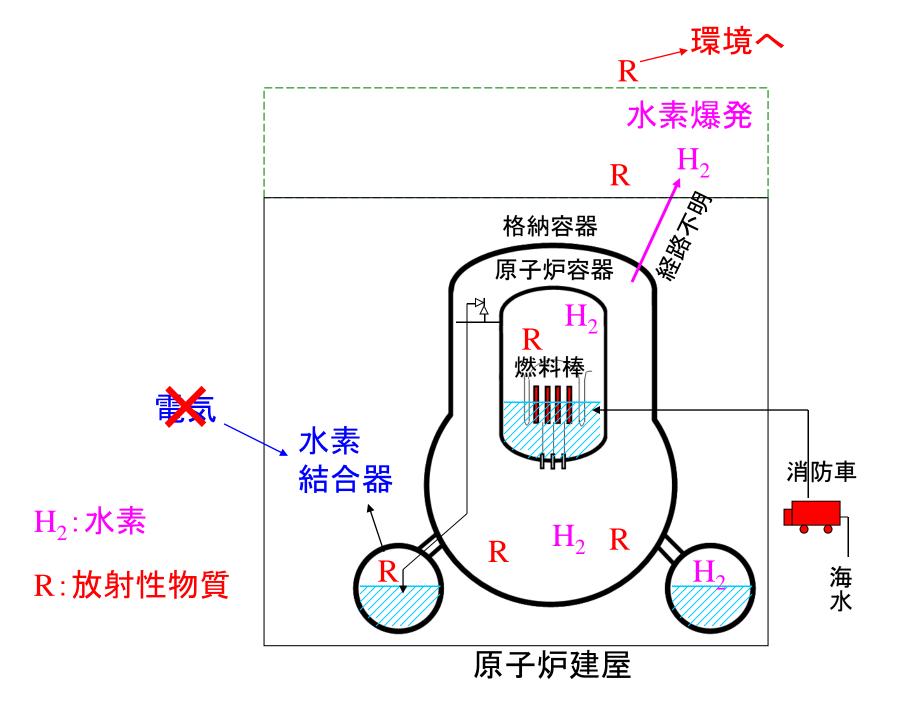
6. 水素爆発に対する教訓

- a. 水素爆発により原子炉建屋が破損した
- b. 格納容器外の水素爆発は考慮されていなかった
- c. 格納容器外への水素漏洩経路が不明

提言(短期)

- (1) 格納容器パラメータ計測システムや水素結合器などへ、<u>予備電源</u>を供給できる仕組みと、パラメータの遠隔モニターができるようにする
- (2) ベントラインの再チェックと漏洩検査を行う。また、ベントの<u>訓練</u>を実施 する

- (3) 格納容器外水素爆発の<u>メカニズム</u>を評価する
- (4) 格納容器外に水素が漏れないようなAM対策を行う。例えば、<u>静的触媒</u> 再結合器の設置などが考えられる



7. 使用済み燃料貯蔵プールに対する教訓

- a. 使用済み燃料貯蔵プールの冷却に失敗した
- b. 建屋が破損した後の使用済み燃料の閉じ込めに課題がある

提言(短期)

- (1) 使用済み燃料貯蔵プールに対するAMを見直す 具体的には、電源喪失直後に、消防車による注水ができるように準備 する、プールのある運転床にある消火栓から注水ができるように準備す る、あらかじめフレキシブルホースなどを設置して地上からの注水が容 易になるようにしておくことなどが考えられる
- (2) 電源喪失しても予備電源などで燃料プール温度及び漏洩監視モニター を監視できるように電源を準備する

- (3) 使用済み燃料貯蔵プールの<u>自然循環冷却</u>システムを導入する
- (4) 空冷の中間貯蔵設備を導入する
- (5) シミュレーションによって事故挙動を評価し、4号機建屋破損の原因を調査・特定する。また使用済み燃料貯蔵プールの状況を調査する

8. 安全研究の推進に対する教訓

- a. シビアアクシデント研究と成果の活用が不十分であった
- b. 国家予算の使い方に無駄が多い

提言(短期)

(1) JAEAやJNESを通じた、既存のシビアアクシデント研究成果の規制への 反映

- (2) 人材育成 シビアアクシデントを含む安全研究、安全設計に係わる人 材育成を体系的に実施する
- (3) <u>シビアアクシデント研究</u>の推進 特に、水素挙動解析、水素燃焼、使用済み燃料プール評価など
- (4) <u>モデリング・シミュレーション技術</u>の推進 特に、原子力安全の高度化、シミュレーションの検証と妥当性確認
- (5) 災害時に必要な<u>研究成果</u>については、予算措置を行い、<u>維持</u>していくことが必要である。場合によっては法律改正も必要である

9. 安全規制と安全設計に対する教訓

- a. 外的事象に対する安全設計の考え方が不十分であった
- b. 極まれに発生するが、影響が大きな事象に対する評価が不十分
- c. 共通要因故障への備えが不十分であった
- d. 日本の安全規制の仕組みが不十分であった

提言(短期)

- (1) 津波に対する<u>アクシデントマネジメント(AM)対策</u>を評価する 提言(中期)
 - (2) 外的事象に対する<u>定量的リスク評価</u>手法の確立
 - (3) 内的事象に対する深層防護の再確認と定量的リスク評価の高度化
 - (4) 不確定性が大きく、影響が巨大な事象に関するリスク評価手法確立
 - (5) 定量的リスク評価でカバーできない事象に対するAM対応策
 - (6) 安全重要度・多様性多重性の見直し。特に電気系の見直し
 - (7) 日本の安全規制システムの全面的な見直し。
 - i) 法律体系を見直し、原子炉等規制法に電気事業法を統一する
 - ii) 原子炉等規制法を改正しシ<u>ビアアクシデントを規制</u>範囲に取り込む
 - iii) 設置許可に包括的安全解析書を導入する。
 - iv) 民間第三者認証制度を導入し、あわせて監査的検査制度を導入する

原子力安全の考え方

(5層の深層防護・IAEA)

- 異常発生防止
- 異常拡大防止
- 異常影響緩和

炉規法 安全審査

決定論評価

- シビアアクシデント 対応
- 防災

事業者 自主対応

原災法 防災指針 新法 新指針

決定論評価 十 リスク評価 (確率論)

アクシデント マネジメント評価

新原災法 新防災指針

10.組織、危機管理に対する教訓

- a. 責任体制が不十分であった
- b. 停電や情報伝達の問題などにより緊急時の円滑な対応がうまく いかなかった

提言(短期)

(1) 専門性を持った責任者がすべての責任の統括する

- (2) 専門性を持った規制組織を作る
 - i) 原子力安全委員会を三条機関化し、<u>日本版NRC</u>(米国原子力安全 規制委員会)のような専門性の高い規制組織を作る
 - ii) 環境放射線モニタリングを原子炉等規制法に取込み、都道府県が 実施することで、原子力施設の監視を強化し、透明性を高めるとと もに、原災法への円滑な橋渡しを図る
 - iii) 役職に応じた資格制度を導入するとともに、人事の固定化を図る
 - iv) <u>規制監査機関</u>を作り、委員会事務局の監査を行う
 - v) 同機関は、諸外国の規制機関との連携を緊密に保つとともに、 IAEAの活動に能動的に参画する

我が国の原子力の規制体制

	安全規制(Safety)		核拡散防止		Security
	事業/物質の 安全規制	放射線 安全	輸出入 管理	保障措置 (Safeguard)	核セキュリ ティ
原子力 委員会	平和利用、計画的遂行 等の審査		政策審議	政策審議 ダブルチェック	政策審議 ダブルチェック
原子力 安全委員会	政策審議、規制調査 指針、ダブルチェック 等	政策審議 指針			
文科省	研究炉 RI施設 等	放射線基準 (放射線審議会) モニタリング		保障措置	研究炉 RI施設 等
経産省	実用炉 サイクル施設 廃棄物施設 等		輸出入 管理実務		実用炉 サイクル施設 廃棄物施設 等
外務省				国際交渉	国際交渉
厚労省	労働安全	健康影響			
国交省	輸送、船舶				
主な 根拠法令	炉規法、電事法 労安法、RI法 等	放射線障害防 止の技術的基 準に関する法律	外為法 貿易管理令 輸出令	炉規法	炉規法 放射線発散処罰法

11. 情報公開に対する教訓

- a. 情報公開が十分ではないと見られている
- b. 技術的な説明が不十分であった
- c. 放射線安全に対する説明性が低い
- d. 避難区域の設定が段階的に拡大した
- e. 避難区域などの設定に関する自治体との連携不足
- f. 自治体と災害本部の意思疎通が無い

提言(短期)

- (1) SPEEDIの全面的な公開
- (2) プレス発表における技術的な説明の改善
- (3) <u>統一された放射線安全</u>の考え方に基づいた防護措置の発表 提言(中期)
 - (4) 原子力災害対策法の見直し。特に国と自治体の役割を実態に合わせ て明確化
 - (5) 見直された原子力災害対策法にのっとり、事故が起こることを前提とした<u>訓練</u>の実施
 - (6) ERSSやSPEEDIの高度化と利用法に関する議論を明確化
 - (7) <u>原子力透明化法</u>の制定

12. 緊急時安全管理に対する教訓

- a. 構内の放射線量に関する情報一元化、共有化に課題がある
- b. 免震重要棟の設計条件に放射性物質の流入は想定されていなかった
- c. 緊急事態での従業員・作業員への健康等への影響の認識が不足

提言(短期)

(1) <u>情報共有化</u>の徹底

- (2) 緊急時における放射線管理要員の確保および資機材の調達の事前計画と実行可能性確認
- (3) 緊急時の人間行動など行動科学および健康科学面からの分析とその 知見の反映

重要な教訓のまとめ

- a. 耐震設計で考慮していた津波の規模が不十分であった
- b. 海水の浸水により、安全上重要な機器が停止し、その結果、全交流 電源喪失、全冷却系喪失となり、事故の拡大を防げなかった
- c. 全電源が長期間喪失し、非常用冷却システムの稼動が十分ではなく、 事象の進展が防げなかった。
- d. 電源喪失により、原子炉内の状況把握が困難となった。
- e. 海水冷却は津波に対して脆弱性があり、ヒートシンクが失われた
- f. 全電源喪失を考慮したアクシデントマネジメント(AM)が不十分であった可能性がある
- g. 格納容器外の水素爆発は考慮されていなかった
- h. 建屋が破損した後の使用済み燃料の閉じ込めに課題がある
- i. 外的事象に対する安全設計の考え方が不十分であった
- j. 日本の安全規制の仕組みが不十分であった
- k. 情報発信に多くの課題がある
- 1. アクシデントマネジメント(AM)対策が事故の大幅な悪化を防いだ。
- m. 地震の揺れに対する従来の対策は、おおむね有効であった可能性 が高いと推定される

重要な対策のまとめ

- 1. 津波対策として水密性強化など物理的な対策を行うこと
- 多様な電源をあらかじめ準備しておくこと
- 3. 海水冷却だけではない、多様な冷却システムを検討し準備すること
- 4. シビアアクシデントが発生しうることを想定し、アクシデントマネジメント(AM)対策を十分に検討すること。また、AM対策として複数電源ラインなど必要なハードウエアを整備すること。さらに、AMに対する訓練や教育を実施すること
- 5. 水素爆発を起こさないAM対策や、使用済み燃料貯蔵プールに対するAM対策を検討し、必要な手当てをすること
- 6. シビアアクシデント研究を推進するとともに、人材育成につとめること
- 7. 安全規制のあり方について、法律改正、組織改正を含めて根本から 見直すこと
- 8. 定量的リスク評価手法を確立し、リスクを全面的に規制に取込むこと
- 9. 緊急時の情報公開や情報共有について再評価すること
- 10. 事故が起こることを前提とした防災訓練を実施すること
- 11. 今回の地震・津波・事故に対して、耐震設計、配置設計、AM対応、 プラント応答などを詳細に評価し、改善に資すること

まとめ

- 福島第一原子力発電所の事故を終息させることがまず第一に必要である
- 何が問題であったかを冷静に分析し、二度 と事故を繰り返さないことが必要
- 安全の考え方を再構築し、世界の原子力 プラントの安全性向上に貢献する